この度は、「ズルい!合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝! 参考書 Z 改」をご購入いただき、誠に有難うございます。試験問題作成に関する手引き(令和 5 年 4 月一部改訂)の内容等を反映し、以下のとおり改訂させていただきます。

## 「ズルい! 合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝!参考書 Z 改」 改訂一覧

令和5年5月12日

【記載方法】 改訂削除箇所 : 赤字訂正腺(⊖⊖⊖)

改訂後追記箇所 : 青字(●●●●)

#### ◆No1(P346:ページ下部赤枠内)

この登録販売者は、薬局、店舗販売業又は配置販売業において、過去 5 年間のうち、

①一般従事者(その薬局、店舗又は区域において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。)として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間

原文

②登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。)に 従事した期間

が通算して 2 年以上(従事期間が月単位で計算して、1 か月に 80 時間以上従事した月が 24 月以上、又は、従事期間が通算して 2 年以上あり、かつ、過去 5 年間において合計 1,920 時間以上)あることが必要である。

ただし、これらの従事期間が通算して <del>2</del>年以上であり、かつ、過去に店舗管理者等 として業務に従事した経験がある場合も店舗管理者となれることとされている。

この登録販売者は、薬局、店舗販売業又は配置販売業において、

- ①一般従事者(その薬局、店舗又は区域において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。)として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間
- ②登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。)に 従事した期間

が、過去 5 年間のうち通算して 2 年以上( 従事期間が月単位で計算して、1 か月に 80 時間以上従事した月が 24 月以上、又は、従事期間が通算して 2 年以上あり、 かつ、過去 5 年間において合計 1,920 時間以上) ある 又は、

改訂後

- ①一般従事者(その薬局、店舗又は区域において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。)として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間
- ②登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。)に 従事した期間

が、過去5年間のうち 通算して1年以上(従事期間が月単位で計算して、1か月に160時間以上従事した月が12月以上、又は、従事期間が通算して1年以上あり、かつ、過去5年間において合計1,920時間以上)あり、第15条の11の3、第147条の11の3及び第149条の16に基づいて毎年度受講する必要がある研修に加えて、店舗の管理及び法令遵守に関する追加的な研修を修了していることが必要である。ただし、これらの従事期間が通算して1年以上であり、かつ、過去に店舗管理者等として業務に従事した経験がある場合も店舗管理者となれることとされている。

原文	過去5年間のうち通算して2年間
改訂後	過去5年間のうち通算して2年間 ※1年以上でも条件を満たせば可能

#### ◆No3(P353:ページ上部赤枠内)

この登録販売者は、薬局、店舗販売業又は配置販売業において、過去5年間のうち、

- ①一般従事者(その薬局、店舗又は区域において実務に従事する薬剤師又は登録 販売者以外の者をいう。)として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実 務に従事した期間
- ②登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。)に従事した期間

が通算して 2 年以上(従事期間が月単位で計算して、1 か月に 80 時間以上従事した月が 24 月以上、又は、従事期間が通算して 2 年以上あり、かつ、過去 5 年間において合計 1,920 時間以上)あることが必要である。

ただし、これらの従事期間が通算して <del>2</del>年以上であり、かつ、過去に店舗管理者等として業務に従事した経験がある場合も区域管理者となれることとされている。

- この登録販売者は、薬局、店舗販売業又は配置販売業において、
- ①一般従事者(その薬局、店舗又は区域において実務に従事する薬剤師又は登録 販売者以外の者をいう。)として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実 務に従事した期間
- ②登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。)に従事した期間が過去 5 年間のうち通算して 2 年以上(従事期間が月単位で計算して、1 か月に80 時間以上従事した月が24 月以上、又は、従事期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間において合計1,920時間以上)ある

#### 又は、

- ①一般従事者(その薬局、店舗又は区域において実務に従事する薬剤師又は登録 販売者以外の者をいう。)として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実 務に従事した期間
- ②登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。)に従事した期間が、過去5年間のうち通算して1年以上(従事期間が月単位で計算して、1か月に160時間以上従事した月が12月以上、又は、従事期間が通算して1年以上あり、かつ、過去5年間において合計1,920時間以上)あり、第15条の11の3、第147条の11の3及び第149条の16に基づいて毎年度受講する必要がある研修に加えて、区域の管理及び法令遵守に関する追加的な研修を修了していることが必要である。

ただし、これらの従事期間が通算して 1 年以上であり、かつ、過去に店舗管理者等として業務に従事した経験がある場合も 区域管理者となれることとされている。

原文

改訂後

#### ◆No4(P353:ページ下部赤矢印下部)

原文	過去 5 年間のうち通算して 2 年間
改訂後	過去5年間のうち通算して2年間 ※1年以上でも条件を満たせば可能

### ◆No5(P378:ページ下部青枠内)

原文

この名札については、過去 5 年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において、一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務に従事した期間(以下「従事期間」という。)が通算して2年(従事期間が月単位で計算して、1 か月に80時間以上従事した月が24月、又は、従事期間が通算して2年以上、かつ、過去5年間において合計1,920時間)に満たない登録販売者である場合は、「登録販売者(研修中)」などの容易に判別できるような表記をすることが必要である

この名札については、登録販売者であって、

- ①一般従事者(その薬局、店舗又は区域において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。)として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間
- ②登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。)に従事した期間が、過去5年間のうち通算して2年以上(従事期間が月単位で計算して、1か月に80時間以上従事した月が24月以上、又は、従事期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間において合計1,920時間以上)ある又は、

改

- ①一般従事者(その薬局、店舗又は区域において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。)として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間
- ②登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。)に従事した期間が、過去5年間のうち通算して1年以上(従事期間が月単位で計算して、1か月に160時間以上従事した月が12月以上、又は、従事期間が通算して1年以上あり、かつ、過去5年間において合計1,920時間以上)あり、第15条の11の3、第147条の11の3及び第149条の16に基づいて毎年度受講する必要がある研修に加えて、店舗又は区域の管理及び法令遵守に関する追加的な研修を修了している登録販売者以外の登録販売者は、「登録販売者(研修中)」などの容易に判別できるような表記をすることが必要である。

# ◆No6(P379:ページ上部図中 3 行目左)

原文	あり
改訂後	あり ※1年以上でも条件を満たせば可能

## ◆No7(P380:ページ上部青枠下&P381 絶対覚えるポイント内)

原文	i )エフェドリン ii )コデイン <del>(鎮咳去痰薬に限る。)</del> iii)ジヒドロコデイン <del>(鎮咳去痰薬に限る。)</del> iv)ブロモバレリル尿素 v)プソイドエフェドリン vi)メチルエフェドリン <del>(鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る。)</del>
改訂後	i )エフェドリン ii )コデイン iii)ジヒドロコデイン iv)ブロモバレリル尿素 v)プソイドエフェドリン vi)メチルエフェドリン